

印鑑登録を新規登録されるお客様へ

お問合せ先
川島町役場 町民生活課 町民生活グループ
049-299-1754(直通)

ご本人様が来られますか？

はい

いいえ

免許証・パスポート・住民基本台帳カード・障がい者手帳等の官公庁が発行する
顔写真付きの身分を証明できるものを持っていますか？

はい

いいえ

即日交付ができます。ご本人様が免許証等の身分証明書、登録する印鑑(実印)をお持ちになり、来庁をお願いいたします。

はい

いいえ

保証人になってくれる方がいますか？
(保証人は川島町にお住まいで印鑑登録をしている方です。)

本人確認を郵送で行います。

保証人を立てていただき、登録をしてください。

手続き方法

下記の必要書類等をお持ちのうえ、ご本人様と保証人の方の来庁をお願いいたします。

- ①登録する印鑑(実印)
- ②本人が確認できるもの(健康保険証、年金手帳等)
- ③保証人の実印及び川島町民カード(印鑑登録証)

手続き方法

身分証明書をお持ちでなく、保証人がいない場合は、一度窓口で受付をしていただきます。受付の際には下記書類等をお持ちのうえ、ご本人様の来庁をお願いいたします。

- ①登録する印鑑(実印)
- ②本人が確認できるもの(健康保険証、年金手帳等)後日役場から本人確認のためご自宅へ書類を郵送いたします。書類(2度目の来庁時に持参いただくものが記載してあります)が届きましたら、必要書類を持参のうえ、再度役場までお越しいただき、登録ができます。(2度来庁していただくことになります。)

※2度目に来庁していただく際の必要書類等は郵送しました書類に記入してありますので、ご確認のうえご持参ください。



お手数ですが、不正登録防止のため、ご協力をお願いいたします。

代理人による申請になります。

手続き方法

ご本人様が来られない場合は、代理人の方による申請ができます。

代理人の方が、受付の際には下記書類等をお持ちのうえ、一度窓口で受付をしていただきます。

- ①登録される方からの委任状
- ②代理人が確認できるもの(免許証、健康保険証等)後日役場から登録者本人確認のため、ご自宅へ書類を郵送いたします。書類(2度目の来庁時に持参いただくものが記載してあります)が届きましたら、代理人の方が必要書類を持参のうえ、再度役場までお越しいただき登録ができます(2度来庁していただくこととなります。)、町民カード(印鑑登録証)は登録者様の住所地へ本人限定郵便(特例型)による郵送になります。郵便局より配達方法の通知がありますので、配達希望か登録者ご本人が最寄りの郵便局へ取りに行かれるか、選択していただき、登録者様のお手元に届きます。(受領の際は、保険証等の本人確認ができるものを、ご用意ください。)

※2度目に来庁していただく際の必要書類等は郵送しました書類に記入してありますので、ご確認のうえご持参ください。